

定年

木元

現住所

出生地

年　月　日

事　業　所　の　名　字

氏名

年生の
月日

性別

三瀬

ヨシ

子

大正三年十一月十三日

項

類

明治大学法学部入学生

同　卒業

一　高等試験司法科試験合格

二　第一東京弁護士会二年会員登録

三　弁護士試験監督試験合格

四　第一東京弁護士会二年会員登録

昭和二年　六月　弁護士登録休業

二　我所事務官に任命する

三　最高裁判所事務局民事部調査を命ずる

四　一　最高裁判所事務局分課規程の改正（規程第二十七号）により事務を事務局と。民事部を民事局と改称。

二四六二、判事補に任命する

二、東京地方裁判所判事補に補する

三、最高裁判所事務總局家庭局付

並、最高裁判所事務總局民事局付を命ずる

八、最高裁判所事務總局家庭局付民事局付
と免ずる

九、判事補の職務の特例等に関する法律第一条
の規定に依り判事の職務を行わむる者は指名す

文、判事に任命する

一、名古屋地方裁判所判事に補する

内閣

最高裁判所

三五五、一、ウツラダ金二トメホの家庭裁判所調査官の半額依
託金 (昭和二十五年五月二十日生考) (昭和二十五年一月十日済義)

三五一、一、東京地方裁判所判事に補する

三七一、五、裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了

昭和三七年六月判事に任命する

東京家庭裁判所判事に補する

内閣

兼ねて東京地方裁判所判事に補する

最高裁判所

丁

四八一一一 新潟家庭裁判所判事に補する	一二 裁判外法第四十条第三項の規定により判事任期終了	履歴書用紙	裁 判 所	四二 一部の事務を総括するものに指名する
四七五 新潟家庭裁判所判事に補する	一 六判事に任命する	昭和四七年法部会委員へ任命する	法務大臣	四三 一部の事務を総括するものに指名する
四七一 新潟家庭裁判所判事に補する	一 新潟家庭裁判所判事に補する	法制審議会少年法部会委員に任命する	法務省	四四 一部の事務を総括するものに指名する
四七一 新潟家庭裁判所判事に補する	一 新潟家庭裁判所判事に補する	新潟家庭裁判所委員会委員を任命する	新潟家庭裁判所	四五 一部の事務を総括するものに指名する
				四六 法部の事務を総括するものに指名する
				四七 法部の事務を総括するものに指名する

